域(次の図に示すとおりとする。)柱六号と標柱十三号を結んだ線に囲まれた区 号から標柱十三号までを順次結んだ線及び標 五号を結んだ線に囲まれた区域並びに標柱六 五号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱

二〇九の一、一二二三 福岡県前原市大字飯原字次久一二〇七、

 (\equiv)

に示すとおりとする。) 柱十一号を結んだ線に囲まれた区域(次の図 十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と標次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱

七二、一〇七三 福岡県田川郡添田町大字落合字鳥ヶ迫一〇

七号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱 すとおりとする。) 七号を結んだ線に囲まれた区域(次の図に示

四、三八五 福岡県田川郡添田町大字中元寺字小網立三

指定施業要件 指定の目的 土砂の流出の防備

立木の伐採の方法 主伐は、択伐による。

ものとする。 村森林整備計画で定める標準伐期齢以上の は、当該立木の所在する市町村に係る市町 主伐として伐採をすることができる立木

(六)

官

指定の有効期間 三年 立木の伐採の限度の次のとおりとする。 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。) の図面及び関係書類を福岡県庁並びに関係市役所 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、 そ

四十一条第三項の規定により、 設地区の指定をする。 ○農林水産省告示第百二十三号 [十一条第三項の規定により、次のように保安施森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第

平成二十一年一月二十八日

農林水産大臣 石破

茂

保安施設地区の所在場所 七号を結んだ線に囲まれた区域(次の図に示七号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱

すとおりとする。) 一四九八、二四九九 「八八の一、二四八八の八、 福岡県嘉麻市馬見字所迫二四七四の二、二 二四九七の一、

> に示すとおりとする。) 柱十二号を結んだ線に囲まれた区域(次の図 十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と標 次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱

六三九九 六四〇一、六四〇二、六四〇五、字盗人葉山 福岡県田川郡赤村大字赤字猿喰六四〇〇、

すとおりとする。) 六号を結んだ線に囲まれた区域 (次の図に示 六号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱

すとおりとする。) 七号を結んだ線に囲まれた区域(次の図に示 七号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱 次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱

福岡県田川郡赤村大字赤字ナギノ五四二、

すとおりとする。) 六号を結んだ線に囲まれた区域 (次の図に示 六号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱 次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱

七号を結んだ線に囲まれた区域 (次の図に示 七号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱 すとおりとする。

指定の目的
土砂の流出の防備

指定施業要件

1 立木の伐採の方法 主伐は、択伐による。

三中

村森林整備計画で定める標準伐期齢以上の は、当該立木の所在する市町村に係る市町

 (\Box) 3 立木の伐採の限度、次のとおりとする。 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

指定の有効期間 三年

の図面及び関係書類を福岡県庁並びに関係市役所 及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。) (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、 そ

次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱

福岡県田川郡添田町大字桝田字冷水五一五

字松尾七二八

(H)

七一、八六、字藪ノ平五一の一 次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱 福岡県田川郡添田町大字津野字平石六九、

福岡県福岡市早良区大字小笠木字釜ヶ谷

2 主伐として伐採をすることができる立木 ものとする。

○経済産業省告示第十三号

計量法(平成四年法律第五十一号)第百条において準用する同法第六十六条の規定によって指定製

0回0	一〇〇四〇二 平成十二年	指定番号	公示する。	はまする。 造事業者の指定が でする。
四平 月成十二十八 十二年	日四平 月成十二十二 八年	指定年月日	平成二十一年一月二十八日	対力を失った
九平 月二十 十九年	日九平月成二十十九年	指定年月日 失効年月日		ことを確認し
四月二十八 九月二十九 第二類平成十二年 平成二十年 水道メーター	第一類 一類 ター	事業の区分の		公示する。 近事業者の指定が効力を失ったことを確認したので、同法第百五十九条第一項第四号の規定に基づき 近事業者の指定が効力を失ったことを確認したので、同法第百五十九条第一項第四号の規定に基づき
宮城県黒川郡大衡村大瓜字青木八十株式会社金門製作所(仙台工場)	三番二宮城県黒川郡大衡村大瓜字青木八十宮城県黒川郡大衡村大瓜字青木八十株式会社金門製作所(山台工場)	場の名称及び所在地指定の効力が失効した工場又は事業	経済産業大臣 二階 俊博	

〇特許庁告示第四号

第八十条第二号の規定に基づき、昭和五十三年九月二十九日特許庁告示第二号 (国際事務局の口座及 び本邦通貨の金額を定める件)の一部を次のように改正し、平成二十一年四月一日から施行する。 特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則(昭和五十三年通商産業省令第三十四号) 平成二十一年一月二十八日 特許庁長官 鈴木

○国土交通省告示第百十一号第二号3中「一万九千六百円」を「一万六千円」に改める。

の規定に基づき、平成二十年国土交通省告示第九百三十五号の一部を次のように改正する。 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(平成十九年法律第六十六号)第十八条第三項 国土交通大臣

平成二十一年一月二十八日 ホ ニ ハ ロ イ ンスセモヒヱシミメユキサア

山口県山口市小郡御幸町四番九号広島県福山市南蔵王町一丁目六番十一号

徳島県板野郡藍住町奥野字長江口七十七番地香川県高松市林町二千三十二番地二愛媛県松山市萱町一丁目三番六号

高知県高知市萩町一丁目一番四号

を

福岡県大野城市仲畑一丁目七番三十三号

福岡県北九州市八幡西区引野二丁目七番三号 福岡県久留米市東合川新町十一番五十一号

長崎県長崎市竹の久保町十四番二十一号

大分県大分市西春日町一番二号

熊本県熊本市水前寺六丁目二十七番二十号

宮崎県宮崎市吉村町寺ノ下甲二千二百九十八番地一

鹿児島県鹿児島市上之園町二十四番地四

リチ

沖縄県宜野湾市大山七丁目四番十五号